令和７年度　農業関係補助事業のお知らせ

令和7年度補助事業についてお知らせしますので、希望される方はお申込みください。

野菜・花き

野菜等産地力強化支援事業

補助対象：パイプハウス、ハウスの付帯設備、省力化・高品質化対策用機械・設備（選別機、収穫機、植付機送風ファン、潅水設備等）
補 助 率：３０％以内（税抜）
※事業費等に下限及び上限があります。
対 象 者：認定農業者、認定新規就農者、農業法人、営農集団（3戸以上の農家の団体で規約等があるもの）
必要書類：購入する施設、機械のカタログと見積書(３社分)
※ハウスの付帯設備は、ハウスと併せて導入する場合のみ対象となります。
※補助対象となるパイプハウスは、当該年度内で２棟、累計で１人５棟、機械は累計で１人５台が上限です。
※ハウスの建替え、機械の更新は対象外となります。

申込期限：５月９日（金）

水稲

稲わら有効利用支援事業

稲刈り後、稲わらのすき込みや収集した場合 10a 当り 1,000 円以内を補助します。また腐熟材を使用した場合 10a 当り１袋を上限とし補助します。詳しい内容、申込みについては８月にお知らせします。

オペレーター養成

農業用機械オペレーター養成支援事業

補助対象：大型特殊自動車免許取得経費（教習料金等）
補 助 率：１/２以内（上限４万円/件）
対 象 者：市内に住所を有する生産組織等
必要書類：教習に係る費用がわかる書類、受講者の生産組織等への所属が分かる書類（組織員名簿等）

申込時期：５月９日（金）

スマート農業

スマート農業導入支援事業

【補助対象】※補助台数等には上限があります。
①農業用ドローン
②ドローン技能認定取得講習等の受講料
③ロボット草刈機、ラジコン草刈機
④アシストスーツ
⑤自動操舵装置
⑥自動水管理装置
⑦Ntrip 方式、VRS 方式に要する専用受信端末
【補助率】※補助額には上限があります。
①　：３０％以内（上限 600 千円）
②　：５０％以内（上限 100 千円）
③　：３０％以内（上限 300 千円）
④⑦：３０％以内（上限 100 千円）
⑤⑥：２５％以内（上限 250 千円）
【対象者】※各種採択要件があります。
①②⑦：水稲連に属する生産組織、認定農業者、認定新規就農者
③④：認定農業者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画に定められる要件を満たす担い手
⑤⑥：認定農業者、認定新規就農者
【必要書類】
〇機械の場合
・カタログと見積書(３社分)
〇技能認定の場合
・教習に係る費用が分かる書類（見積書など）
・受講者が生産組織へ所属していること若しくは農業経営改善計画等に記載された構成員又は被雇用者と分かる書類

※水稲連に属する生産組織が申込を希望する場合は水稲連事務局までお申し込みください。

申込期限：５月９日（金）

《ご注意》

・予算額に達した場合、採択制もしくは補助率の調整等を行いますので、予めご了承ください。また、予算額に達していない場合は随時申込を受け付けますので、ご相談ください。
・補助金交付決定前に実施したものは対象となりません。
・世帯に市税等の滞納がある場合は補助の対象となりません。

詳しくは農林課まで

●問合せ･申込先●

平川市経済部農林課　生産振興係（本庁舎３階）電話４４－１１１１（内線１４３３～１４３５・１４３９）
５５－５７１８（直通）

裏面もあります